

自殺対策基本法改正について (子どもの自殺対策)

1 自殺対策基本法の改正の経過

- ✓ 2025年 6月:自殺対策基本法の一部を改正する法律の公布
- ✓ 2025年12月に施行された主な内容
 - 基本理念の追加
子どもの自殺対策を「社会全体で取り組むべき事項」と明確化
 - 学校の責務の追加
関係機関と連携を図りつつ、子どもの自殺防止に取り組むよう努めること
- ✓ 2026年 4月に施行された主な内容
 - 学校における、こころの健康の保持に係る教育・啓発
心の健康保持に向けた健康診断・保健指導等の措置の実施に努める。
精神保健に関する知識の向上に努める。
 - 「協議会」の設置
地方公共団体は子どもに係る自殺対策を実施するにあたって、
学校、教育委員会、医療機関、警察、民間団体等で構成される「協議会」を置くことができる。

2 子どもの自殺対策に係る「協議会」の概要

- ✓ **役割**
 - ・ 関係者間での子どもの自殺の防止等に必要な情報交換を行う。
 - ・ 必要な支援や対処等の個別具体的な支援内容を協議する「個別ケース検討会議」を行う。
- ✓ **支援対象**

自殺の危険性が高い子ども、および自殺未遂をした子ども
- ✓ **協議会の構成員**

学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、警察、医療機関、自殺対策団体、こども家庭センター、保健所 等

※例示されている機関全てを含む必要はなく、例示されていない機関を含めることも可能
- ✓ **既存の会議体の活用**

新たに協議会を設置する方法のほか、既存の会議体に「協議会」の機能を追加することも考えられる。

(例) 想定される既存の会議体の例

 - ・ 要保護児童対策地域協議会(児童福祉法に基づく)
 - ・ 子ども・若者支援地域協議会(子ども・若者育成支援推進法に基づく)
 - ・ 孤独・孤立対策地域協議会(孤独・孤立対策推進法に基づく)